

# 生活保護のしおり

H27.5 改訂

このたび、あなたから、生活保護の相談・申請があり  
ましたので、あなたの家庭の相談相手として、民生委員・  
児童委員とともに協力してできる限りの援助をしたい  
と思います。

生活保護法において、保障されることや、努力してい  
ただくことについて、ケースワーカーが説明しますが、  
あなたもこの冊子をよくお読みください。

## 一もくじ

1	生活保護とは	1
2	生活保護が決まるまで	2
3	保護の決め方	3
4	ケースワーカーと民生委員・児童委員	4
5	保護の種類	5
6	あなたの権利と義務	7
7	その他	8

# 1 生活保護とは

生活保護とは、憲法第25条に規定する理念に基づき「健康で文化的な最低限度の生活」を保障するとともに、自分の力で生活していくように手助けする制度で、暮らしに困った場合に、誰もが受けることができる制度です。

この制度では、次のような定めがあり、最善の努力をつくしてもなおかつ生活できない場合に、福祉事務所長に申請（急迫な場合で申請できない状況にあるときは除かれます）することにより、必要なお金や品物などが支給されます。

## (1) 能力の活用

働く方は、能力に応じて仕事に励んでください。

## (2) 資産の活用

生活必需品以外の財産（たとえば、預貯金、有価証券、土地、家屋、高額または貯蓄性の高い各種保険、貴金属類、自動車、ピアノなど）のある方は、暮らしのために活用（たとえば売却して生活費にあてるなど）してください。

### ※ 自動車の保有などについて

生活保護を受けている間は自動車を保有したり、借りて利用することは、次の理由などにより原則として認められていません。

- 生活保護制度は、生活に困っている方の最低限度の生活を保障するにすぎないため、自動車の保有にかかる保険料、自動車税、車検費用、燃料代など多額の経費により最低生活が圧迫されること

- 交通事故を起こしたときの賠償能力に問題があること
- 地域の低所得者との均衡が保てないこと

なお、身体障害者の通勤用自動車などは認められる場合もあります。くわしくは福祉事務所にご相談ください。

生活保護を受けている間に、福祉事務所の指導・指示に従わ

くるま ほゆう かりょう ほご へんこう ていし  
ず、車を保有したり借りて利用すると、保護の変更、停止ま  
はいし じゅうぶんちゅうい  
たは廃止をされることがありますので、十分注意してください。

### (3) 扶養義務者の扶養

おやこ きょうだいしまい しん かた かたがた  
親子、兄弟姉妹、親せきなどがいる方は、できるだけ、その方々  
から援助を受けてください。

### (4) 他の法律の給付

こくみんねんきん こうせいねんきん けんこうほけん こようほけん う かた  
国民年金、厚生年金、健康保険、雇用保険などが受けられる方  
は、すべて受けてください。

## 2 生活保護が決まるまで

そうだん  
相談

ほご たず かた ふくしじむしょ  
保護のことを、お尋ねになりたい方は、福祉事務所または  
す ちく みんせいいいん じどういいん そうだん  
お住まいの地区の民生委員・児童委員にご相談ください。

しんせい  
申請

ほご う かた ほご しんせい ひつよう しょるい ひつようじこう  
保護を受けたい方は、保護申請に必要な書類に必要事項を  
きにゅう ふくしじむしょ ていしゅつ  
記入して、福祉事務所に提出してください。

ちょうさ  
調査

ふくしじむしょ ほご しんせい かてい ほうもん  
福祉事務所は、保護を申請されたあなたの家庭などを訪問  
せいかつじょうきょう ほご ようけん み  
して、生活状況や保護の要件が満たされているかなどをお  
たず きょうりょく  
尋ねしますので、ご協力ください。

けってい  
決定

ふくしじむしょ しんこくないよう かんけいきかん しょうかい けっか  
福祉事務所は、あなたの申告内容や関係機関への照会の結果  
もと こうせいいろうどうだいじん さだ きじゅん さいていせいかつひ  
に基づいて、厚生労働大臣が定める基準（最低生活費）と  
しゅうにゅう くら ほご ひつよう けってい  
収入とを比べて、保護が必要かどうかを決定し、あなたに  
つうち 通知します。

### 3 保護の決め方

生活保護は、世帯全員の最低生活費と収入とを比べたうえで、決められます。

保護が受けられる場合

収入

保護費

… 収入が最低生活費を下回るため、不足分の保護費が受けられます。

最低生活費（保護基準）

保護が受けられない場合

収入

… 収入が最低生活費を上回るため、保護は受けられません。

#### (1) 申請について

保護を決めるために、保護申請書のほか、必要な書類（別添様式参考）により申請手続きをしていただきます。

#### (2) 最低生活費（保護基準）について

厚生労働大臣が定める保護基準により、年齢別、世帯構成別、所在地別に世帯単位で決められます。

親族、他人を問わず、一緒に住み（同居）、生活をともにしている場合は、同じ世帯となります。

なお、入院している家族や出稼ぎしている家族などは、実際に同居しているなくても、同じ世帯になります。

#### (3) 収入について

給与、年金、手当、仕送り、借入金など、現実に世帯に入ったすべてのものが収入となります。

また、働いて得た給与などは、額に応じて定められる一定額（勤労控除）や通勤費などの必要経費を差し引き、収入として扱われます。

なお、善意の寄付金や修学の貸付金などは、収入として認定され

ない場合があります。

---

## 4 ケースワーカーと民生委員・児童委員

---

### (1) ケースワーカー

ケースワーカー (地区担当員) は、家庭訪問などによりあなたの生活状況などをお尋ねし、世帯の実情に応じた必要な助言や指導を行います。日常生活で何か困ったことや、不明なことがありましたら、気軽に相談してください。

### (2) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、それぞれの地域で、生活に困ったり悩みを持つ方々に必要な援助や助言を行います。何か困ったことや、不明なことがありましたら、気軽に相談してください。

## 5 ほご しゅるい 保護の種類

生活保護は、その内容ごとに次の8種類の扶助があります。

- (1) 生活扶助 食べるもの、着るもの、電気、ガス、水道代などの日常生活の暮らしに必要な費用
- (2) 教育扶助 学用品費、学級費、給食費などの義務教育に必要な費用
- (3) 住宅扶助 家賃、地代などの住宅に必要な費用
- (4) 医療扶助 病気やけがの治療に必要な費用
- (5) 介護扶助 介護サービスを受けるために必要な費用
- (6) 出産扶助 出産をするために必要な費用
- (7) 生業扶助 技術を身につけたり、高等学校などに就学したり、仕事につくために必要な費用
- (8) 葬祭扶助 葬祭のために必要な費用

毎月支給される保護費のなかには、最低生活費として必要なものは、すべて含まれています。しかしながら、出産、入学、入退院や新しく保護を受ける方で必要なものの持ち合わせがないなど、やりくりではこれらの必要なものの確保が困難な場合があります。そこで、このような臨時的な需要に応じるため、必要に応じて支給される一時扶助があり、代表的なものは次のとおりです。

### ・被服費

一布団

一被服

一新生児被服等

一寝巻等

一おむつ

・入学準備金

布団類が全くないか、全く使用できなくなつたときの費用

着るものを持っていないときの費用

出産を控えて産着などが必要なときの費用

入院するときに、寝巻などが全くないか、使用

できないときの費用

常時失禁状態で、おむつが必要なときの費用

小・中学校の入学準備に必要な費用

かぐじゅうき	ちょうきにゅういんごたいいん	たんしんしや	さいがい	かた
長期入院後退院する単身者や災害にあった方などが必要とする炊事用具・食器類の費用				
はいでんせつび	ひつよう	すいじょうぐ	しょっつきるい	ひよう
・配電設備	配電設備を新設するときの費用	はいでんせつび	しんせつ	ひよう
すいどうとうせつび	いどみず	いんよう	てき	すいどう
・水道等設備	井戸水が飲用に適しないなど水道の設備がどう	せつび		
てんきょさいしきん	ひつよう	ひよう		
・転居の際の敷金など	しても必要なときの費用	たいいん	としけいかくほう	てんきょ
かおくほしゅうひ	ひつよう	ひよう		
・家屋補修費	退院するときや都市計画法などによって転居が	かおく	やね	かべ
にゅうよくせつび	どうしても必要なときの費用	じゅうど	しんしんしようがいしや	ほしゅう
・入浴設備の付設	家屋の屋根や壁などの補修が必要なときの費用	きんりん	こうしゅうよくじょう	ひつよう
つうがくようじてんしゃ	重度の心身障害者や歩行困難な老人などで	にゅうよくせつび	せっち	ひよう
・通学用自転車	近隣に公衆浴場がないときに入浴設備の設置	めがね	ほこうほじょ	ひつよう
ちりょうざいりょうきゅうふ	に必要な費用	めがね	きゅうふ	ひよう
・治療材料の給付	通学のために自転車を使用しなければならない	めがね	う	ひよう
しじゅつきゅうふ	ときの自転車購入費	めがね	う	ひよう
・施術の給付	眼鏡、歩行補助つえ、義肢、ストーマ装具	めがね	う	ひよう
いそうきゅうふ	(排泄支援用具)などの給付を受ける費用	めがね	う	ひよう
・移送の給付	柔道整復、はり・きゅう、あん摩・マッサージ	めがね	う	ひよう
じょうきいがい	の給付を受ける費用	めがね	う	ひよう
いちじふじょ	医療機関に通院するときなどの交通費	めがね	う	ひよう

上記以外にも一時扶助はあります。

それぞれの支給には一定の条件があり、支給されない場合や上限額が

ありますので、事前に、福祉事務所に相談・申請を行ってください。

支給にあたっては、領収書などの書類が必要な場合もあります。

## 6 あなたの権利と義務

- (1) 正当な理由がなければ、すでに決定された保護は変更されません。
- (2) 保護費として支給された金品については、税金が課せられたり、  
差し押さえられることはできません。
- (3) 保護を受ける権利は、譲り渡すことができません。
- (4) 常に生活の維持向上に努めなければなりません。
- ア 病気やけがで働けない方は、医師の指示を守って療養してください。
- イ 働ける方は、能力に応じて仕事に励んでください。
- ウ 年齢が18~64歳で働く方が失業中のときは、求職活動をして毎月「求職活動状況・収入申告書」を提出してください。
- エ 生活のむだをなくし、計画的な暮らしを心がけてください。
- オ 家賃、介護保険料、その他納めなければならない金品のある方は、定められた期限までに納めてください。
- (5) 生活状況や保護を受ける内容が変わる場合には、すみやかに届出をしなければなりません。
- ア 住所を変えるとき。
- イ 家族の状況が変わったとき。(就職・進学・転入・転出・入院・退院・妊娠・出産・死亡など)
- ウ 仕事を変わったときや、仕事についていなかった方が仕事についていたとき。
- エ 収入が変わったとき。(給与や年金、手当額が変わったとき、ボーナスや他の給付金が入ったときなど)
- オ 家賃や地代が変わったとき。
- カ 交通事故など災害にあったとき。
- キ その他生活の状況が変わったとき。
- (6) 福祉事務所が行う指導・指示(ケースワーカーの訪問指導を含む)  
には従わなければなりません。  
これらの義務に違反したときは、保護の変更、停止または廃止をされることがあります。

## (7) 費用の返還について

資力があるにもかかわらず、保護を受けたときには、さきに支給された保護費をあとから返還しなければなりません。(例えば、さかのぼって年金が支給されたときや、生命保険の解約返戻金、各種還付金が支給されたときなど)

# 7 その他

## (1) 保護費の受け取り方

窓口払いの場合

毎月 5 日 (土曜・日曜・祝日のときは前日)  
に決められた窓口に保護決定通知書と印鑑を持て世帯主か一緒に生活している家族の方がおこしください。

口座払いの場合

毎月 5 日 (土曜・日曜・祝日のときは前日)  
に口座に振り込まれます。

## (2) 医療の受け方 (けがや病気になったときなど)

あなたや家族の方がけがをしたり病気にかかって、医者にみてもらうときは(入院するときも、通院するときも)その前に福祉事務所に届出をしてください。

もし急病などで届出ができないときは、その後、すみやかに届出をしてください。

病気が治ったとき、退院するとき、医者を変わろうとするときは、そのことを福祉事務所に届出をしてください。

なお、保護を受けている間(保護の停止中を除く)は国民健康保険証を使用できませんので、すみやかに担当窓口にお返しください。

## (3) 介護の受け方 (ホームヘルパーやデイサービスなど)

高齢者などで介護が必要と認定された方は、介護サービスを受ける

ことができます。この認定の手続きは、市の担当窓口に相談してください。

認定を受けた後、介護を受けるときは、その前に福祉事務所に届出をしてください。

#### (4) 不服の申立について

福祉事務所の行った保護の申請却下、変更、停止、廃止などの決定に不服があるときは、決定を知った日の翌日から3ヶ月以内に、知事に対して不服の申立（審査請求）ができます。ただし、外国人の方は申立ができません。

知事は、審査のうえ裁決します。この裁決に不服のある場合は、さらに厚生労働大臣に対して不服の申立（再審査請求）ができます。

#### (5) 不正な保護について

不正な手段で保護を受けたときには、さきに支給された保護費をあとから徴収されることになっています。また、故意・悪質な場合には、本来の徴収額に金額を上乗して徴収することがあります（最大100分の140まで）。さらに、3年以下の懲役または、100万円以下の罰金が課せられることがあります。

#### (6) 各種の相談機関など

##### ＜相談機関＞

###### ・地域包括支援センター

###### ・身体障害者更生相談所

###### ・知的障害者更生相談所

###### ・こども家庭センター

###### ・幼児教育センター

###### ・女性家庭センター

###### ・精神保健福祉センター

###### ・保健所

###### 高齢者の暮らし、介護・介護保険の相談

###### 身体障害者の判定指導

###### 知的障害者の判定指導

###### 子どもの養育、施設入所などの相談

###### 幼児のしつけと遊びなどの相談

###### DV（家庭内暴力）、自立更生などの相談

###### 他人とのつきあいなど、こころの悩みの相談

###### 結核やこころの悩み、公衆衛生などの相談

・ハローワーク	しごと こようほけん そうだん 仕事や雇用保険などの相談
・年金事務所	ねんきん かくしゅほけん そうだん 年金、各種保険の相談
・交通事故相談所	こうつうじこかん そうだん 交通事故に関する相談
・ボランティアセンター	かつどう かん そうだん ボランティア活動に関する相談
・暴力団追放兵庫県民センター	ぼうりょくだん ひがい そうだん 暴力団による被害などの相談
・兵庫県民総合相談センター	ほうりつ かじ す にちじょうせいかつ 法律、家事、住まいなどの日常生活に かん そうだん 関する相談

### 〈相談者〉

・老人福祉指導主事	こうれいしや く しんばい しせつにゅうしょ り 高齢者の暮らしや心配ごと、施設入所 (利 用) などの相談
・身体障害者相談員	しんたいしうがいしゃ く しんばい そうだん 身体障害者の暮らし、心配ごとなどの相談
・知的障害者相談員	ちてきしうがいしゃ く しんばい そうだん 知的障害者の暮らし、心配ごとなどの相談
・家庭相談員	かていそうだんいん く しんばい そうだん 家庭、子どもの養育などの相談
・母子自立支援員	ぼしじりつせんいん く しんばい そうだん 母子家庭の暮らし、心配ごとなどの相談
・精神保健福祉相談員	せいしんほけんふくしうだんいん く しんばい そうだん こころの悩みや不安などの精神保健福祉に かん そうだん 関する相談
・保健師	ほけんし く しんばい なや 母子保健や健康診査、こころの悩みなどの そうだん 相談
・労働相談員	ろうどうそうだんいん く しんばい そうだん 仕事に関する相談

これらのはかにも、日常生活の悩みなどについて、気軽に相談できるところがありますので、くわしいことを知りたい場合は、遠慮なく福祉事務所にお問い合わせください。